

東京都済生会中央病院臨床倫理小委員会規程

(目的および設置)

第1条 東京都済生会中央病院（以下「当院」という。）で行われる医療行為が、「医の倫理マニュアル」（2005年）、日本医師会「医の倫理綱領」（2000年）、および当院「医師勤務手引き」（2010年）等の倫理規範に即して適切に実施され、患者の人権および生命の尊厳の擁護に寄与することを目的に、当院倫理審査委員会の下部組織として臨床倫理小委員会を置く。

(所掌事項)

第2条 臨床倫理小委員会は、次の事項を所掌する。

(1) 倫理審査委員会の委員長が、当院倫理審査委員会規程第2条(1)に関わりその審査に緊急性を有すると判断した事案等の倫理問題への対応（以下、「臨床倫理コンサルテーション」という）、ただしヒトを対象とする臨床研究に関わる事案を取り扱わない。

(2) 倫理審査委員会の行う教育および研修等の立案および補佐

(3) 倫理審査委員会における懸案事項の対応策等の立案および補佐

(組織)

第3条 臨床倫理小委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 倫理審査委員会委員長

(2) 倫理審査委員会委員 複数名

(3) 当院の2つ以上の職域の職員 若干名

2. 委員は、男女両性によって構成されなければならない。

3. 倫理審査委員会委員長が臨床倫理小委員会委員長となる。

4. 第3条(2)および(3)の委員は、臨床倫理小委員会委員長が選任する。

5. 第3条(2)および(3)の委員の任期は1年間とする。ただし再任を妨げない。

6. 臨床倫理小委員会委員長に事故等がある時は、倫理審査委員会副委員長がその職務を代理する。

(臨床倫理小委員会委員長)

第4条 臨床倫理小委員会委員長は、必要に応じ会議を招集しその議長となる。

2. 臨床倫理小委員会委員長は、必要と認めたときは委員以外の者の会議への出席を求め、専門的立場等からの説明や意見を聞くことができる。

(臨床倫理コンサルテーション)

第5条 臨床倫理コンサルテーションは、主に医療行為の決定過程を監視し、その対応の妥当性について臨床倫理の観点から協議するものとする。

2. 当該事案の臨床倫理コンサルテーションは、「臨床倫理コンサルテーションチーム」が行う。

3. 臨床倫理小委員会委員長は、委員の中から担当する2名以上(内1名は医師が望ましい。)の「臨床倫理コンサルテーションチーム」メンバー(以下「担当メンバー」という。)を指名するとともに、その中から1名のリーダー(以下、「担当リーダー」という。)を選任する。

4. 「臨床倫理コンサルテーションチーム」は、担当メンバーとともに当該科に勤務する複数の職種、すなわち担当医師、別チームの医師、当該科看護師長および担当看護師等により組織される。

5. 臨床倫理コンサルテーションは、主に(1)インフォームドコンセントが適切な人に適切な時に適切な内容でかつ十分に行われているか、(2)他の医師の意見、(3)他の職種の意見、(4)臨床倫理的観点から適切かつ合理的な判断がなされているか等に関して行われ、参加した全員の合意により当該事案の医療行為に関する方針が決定されるものである。

6. 当該科の主治医は、臨床倫理コンサルテーションにおいて進行役を務める。

7. 臨床倫理コンサルテーションの議事録は、担当リーダーが指名したものによって作成され、速やかに担当リーダーに提出する。

8. 当該科担当医は、コンサルテーションの結果をすみやかにカルテに記載する。その際の記事入力は、「病状説明」のタイトルで行い赤レ点を付す。

9. 担当リーダーは、臨床倫理コンサルテーションの内容、経過および結果等について、「臨床倫理コンサルテーションに関する経過又は結果報告書」(様式2)により、倫理審査委員会委員長に速やかに報告する。

(会議)

第6条 臨床倫理小委員会は、第2条(2)および(3)について会議を開催して検討し倫理審査委員会に報告する。

(委員及びメンバー等の守秘義務)

第7条 委員会及び臨床倫理コンサルテーションの出席者は、席上知りえた機密について一切これを漏らしてはならない。これはその職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 臨床倫理小委員会の庶務は、総務課秘書担当において行う

(雑則)

第9条 この規程に含めるもののほか、臨床倫理小委員会に関し必要な事項を臨床倫理小委員会委員長が別に定める。

(附則)

この規定は平成27年10月16日から施行する。